



議案第六十二号

第五次三朝町総合開発計画について

別紙のとおり第五次三朝町総合開発計画を策定したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第五項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年六月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年六月拾参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎